掛川市立日坂小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月策定 令和2年4月改定 令和4年4月改定 令和6年4月改定

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象と なった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法第1章総則第2条)

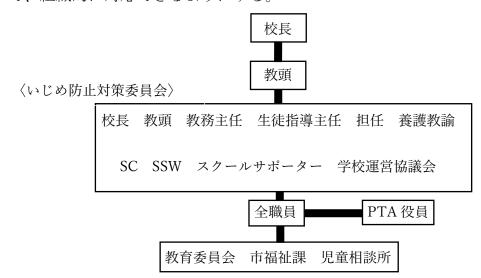
(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どこでも起こりうる」といった意識をもち、全職員が一丸となって、いじめ撲滅に対して迅速かつ組織的に対応するものであることを共通理解する。また、けんかやふざけ合いと見られる事例でもきちんと聞き取りを行い、いじめに該当するか否かを全職員で話し合う。いじめを受けた児童がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然として指導していくとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止等に対する取組について、組織的に対応できるようにする。



(2) 打ち合わせ等で情報共有する場の設定

子供の表れについて話し合い、全職員で子供を見守る体制を作る。日頃の様子だけでなく、より深い理解に努め、気になることがある場合は解決法について検討をする。

(3) PTA

教職員だけでなく、PTAの立場からもいじめの防止に取り組んでいく。PTA実行委員会の際、現状の報告や今後の取組について話し合う機会を設ける。

3 発達支持的生徒指導と未然防止教育

(1) 学級経営の充実

学校が楽しいと思える基盤は、学級における人間関係の良好な交流があげられる。 いじめの未然防止のために、学級における共感的な人間関係の構築に努める。

ア 学級活動の時間を利用し、エンカウンターや人権教育を行う。

イ 学級のルールを守る等規範意識を高める教育を行う。

(2) 道徳教育の充実

道徳の時間を通して、自己肯定感を高めたり、より高い価値に気付かせたりすることで、思いやりの心を育てる。

ア 各学級に「心のコーナー」を設置し、諸価値の理解及び実践意欲を促す。

イ 報徳の教えから、感謝の心や努力の大切さを知る機会を設ける。(かけがわ道徳)

(3) 失敗や困難に陥ってもしなやかに回復する力を高めるレジリエンス教育の充実ア レジりんタイムにおけるレジリエンストレーニング

イ レジリエンスチェックによる実態把握

(4) 自ら他者と関わろうとする意欲や自己表現する力を育てる。

ア 異学年集団での活動の充実(あおぞら班)

イ 地域や学校外社会の多様な人々との交流の機会の設定

(5) いじめゼロ強化週間

隔月(5月・7月・9月・11月・1月・3月)の10日を「いじめゼロ強化週間」と位置付け、掛川市いじめ防止基本方針付属資料を使い、職員研修を行ったり、学級内の諸問題について話し合ったりする活動を重点的に行う。

(6) 相談体制の充実

担任をはじめ、全職員が全児童の担任という意識をもち、子供たちを見守っていることを知らせ、困っていることや相談したいことを気軽に話ができる体制を作る。

ア 保護者や児童にスクールカウンセラー (SC) の活用を呼び掛け、相談体制の充 実を図る。

- イ 児童を対象にした「ほっと面談日」を設け、担任だけでなく、校長をはじめ、 級外職員も相談にのることのできる体制を作る。
- ウ 保護者を対象にした「保護者面談日」を年2回設定する。夏季休業前は全保護者、冬季休業前は希望者及び担任からの声掛けによる面談をし、子供の様子について話す機会を充実させる。
- エ 市福祉課や児童相談所と連携し、児童について情報共有を図る体制を整える。
- (7) I C T をよりよく学習や生活に活用するデジタルシティズンシップ教育 1人1台端末の導入から、学習にも生活にも ICT が活用されることが増えた。このため、ICT 機器の活用に留まらず、ネット上のいじめ防止や被害に巻き込まれないようなスキルの向上を図っていく。そのために、情報モラル学習を学活や総合的な学習

うなスキルの向上を図っていく。そのために、情報モラル学習を学活や総合的な学習の時間、特別の教科道徳に位置付け、計画的に指導すると共に児童が積極的に ICT を正しく活用する資質・能力を高めていく。

4 課題早期発見対応

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多い。そこで、学校・家庭・ 地域と連携することで、いじめの早期発見に努める。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(ほっと面談 児童アンケート SCとの面談 等)
- (2) 児童の表情や行動に気を配る。(朝の健康観察 休み時間の過ごし方 等)
- (3) 保護者との情報を共有する。(家庭訪問 連絡帳の活用 学級懇談会 面談 等)
- (4) 地域への情報発信をする。(地域行事への参加 学校だよりの配布 等)
- (5) スクールカウンセラーと児童、スクールカウンセラーと教職員とのパイプを太くする。

5 困難課題対応的生徒指導(いじめ早期解消に向けて)

いじめ問題が発生した場合は、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童・保護者が納得する解消を目指す。

- (1) 最初にいじめを見つけた、あるいは相談を受けた場合は、生徒指導主任及び学級担任へ連絡し、連絡を受けたものは、必ず校長・教頭へ報告する。
- (2) いじめの情報を得た場合、「些細なこと」と一人で判断せず、いじめ防止対策委員会を開き、対応策等を話し合う。他の職員へは、すぐに状況を知らせ、児童のケアや事実確認等の聞き取りの補助の協力を仰ぐ。
- (3) いじめを受けた児童が、今後の学校生活を安心して送ることができるように、保護

者と連携を図りながら進めるとともに、必要であれば、絵本の部屋等の別室において 学習できる体制を整える。

- (4) いじめが解消したと考えられる場合も児童の心のケアを考え、継続して支援をしていく。引き続き注意深く見守り、児童の心のケアに努める。いじめが解消している状態とは次の場合をいう。
 - ①いじめ行為がやんでいる状態が3か月以上継続していること
 - ②被害者本人及び保護者に対し、面談で被害者本人が心身の苦痛を感じていないと認められること
- (5) 暴力・暴言が一定の指導でも改善されない場合には、教育委員会、児童相談所、市福祉課、掛川警察署等にも報告し、連携して対応する。

6 重大事態への対応

- (1) 「重大事態」とは、次の3点のような場合をいう。
 - ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
 - イ 欠席の原因がいじめと認められ、児童が相当の期間、学校を欠席した場合。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席した場合も含む)
 - ウ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。
- (2) 重大事態への対処
 - ア 重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
 - ウ イで設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施すると ともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係その 他必要な情報を適切な方法で説明する。

7 諸機関との連携

いじめが発生した場合、本校のいじめ防止対策委員会を中心に対応を進めていくが、いじめの実態や重大事態へと発展した場合等、その実態に応じて他の諸機関と連携して対応する事が考えられる。その場合は迅速に情報共有を行い、協力して対応に当たる。

諸機関との連携の際、いじめられた子の人権を最優先し、安心して学べる学校を目指すことを共通理解する。また、いじめた子に対しては、その行為は決して許されるものではないが、教育的見地から将来を見据えた対応を共通理解する。

<主な連絡先>

 掛川市教育委員会
 21-1156
 掛川市役所福祉課
 21-1144

 西部児童相談所
 37-2854
 掛川警察署
 22-0110